

# 2011年度摂津市の予算編成と 当面の施策に関する要望書

摂津市長 森山一正 殿

摂津市教育長 和島 剛 殿

2010年12月20日

日本共産党摂津市会議員団

## はじめに、

第4次摂津市総合計画基本構想序論が述べているように、我が国の景気や雇用情勢の先行きは不透明であり、行政には、景気回復にむけた内需拡大の取り組みとともに深刻化している雇用不安の解消や格差対策が求められています。

ところが、民主党政権は、国民の期待を大きく裏切り迷走を続けています。地方分権では、くらし・福祉・経済など各分野を深刻な事態に追いやり、地方の疲弊をもたらしている「構造改革路線」に根本的な反省もせず、「国の責任放棄、市町村への責任転嫁、公的事務の民営化」路線をおし進めようとしています。

摂津市は、このような動きに追従せず、2009年度決算でも示された「府下トップの財政力」を活かし、自治体の本来の仕事である「市民のくらし・福祉・教育を支える」市政運営を求めます。

以下、160項目について要望するものです。

### (1) 「住民が主人公」の立場で清潔公正、住民本意の市政運営を

1. 2009年度、2010年度同様、公共料金の据え置きをはじめ、市民のくらしを守り支える役割を第一に果たすこと。第4次行革実施計画は、市民負担増と市民サービス切り捨て、公的仕事の民間委託拡大を進めるもので、いったん白紙に戻し市民的論議を行うべき。
2. 総合計画の初年度になるが、策定過程での市民アンケートや「まちづくり市民会議」の提言書等、市民の思いを受け止め、情報公開と市民参加を徹底すること。
3. 本市の「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」にふさわしく、憲法を市政の柱にすえること。非核平和施策をいっそう充実させること。自衛官募集のポスターを市の掲示板に掲示させないこと。
4. 府下1番の市税収入（09年度市民1人あたりの額—21万9799円）を市民のくらし第一に活用し、民生費の割合（構成比31.4%で府内下から6番目）を増やすこと。
5. 同和事業の関係法律はすでに終了している。人権相談事業をはじめ、部落解放・人権夏期講座、部落解放研究全国集会などの事業は部落解放同盟と一心同体であり、即刻止めるべき。
6. 真の男女平等社会をめざして、せつつ第2期女性プランの推進とともに、条例の制定について検討を行うこと。
7. 公共事業の予定価格の事前・事後公表の結果を検証し入札制度の改善を図る。また分離分割発注の実施など市内企業の育成策拡大を検討すること。そして、本市も「特定行政庁」の取得めざし検討すること。
8. 高金利の市債については低利への借り換えを、ひきつづき政府や市中銀行に働きかけること。
9. 市民サービスの向上、休日・夜間など時間外窓口の開設にむけ、市職員労働組合との協議を行うこと
10. 地方自治体における官製ワーキングプアが大きな社会問題になっているが、本市の非正規職員（臨時・非常勤）の割合は36.6%となっている。全職員で職員定数や自らの公務・公共サービスを見つめ直し、全体の奉仕者としての姿を追求することを求める。

### (2) 福祉医療の充実を

(保健衛生関連)

11. 保健センター事業の更なる充実と特定検診、がん検診の受診者増加に引き続き力を注ぐこと。また、未受診の多い若年者検診については実態の把握と対策を講じること。
12. 季節的に問題になってくる新型インフルエンザや熱中症予防などでは、適切な情報発信や迅速な対応で市民の健康を守る対策を十分に講じること

13. 地域的に不足している医療機関（医療科目）の把握を行うことと合わせて、誘致や新たな開業の働きかけなど医師会との連携強化を進めること（有床診療所、小児科、産婦人科、眼科、皮膚科など）
14. ヒブワクチン・子宮頸がんワクチン・肺炎球菌ワクチンなど任意接種のワクチンに対しても公費助成の制度を設けること。
15. 府の福祉医療費助成制度については、現行の引き下げを許さず無料化や乳幼児医療では対象年齢の引き上げなど、内容の充実を働きかけること。
16. 地域包括支援センターについては、ひきつづき直営で行うこと。利用者・事業者・地域住民が運営や評価に参画できるよう運営協議会を民主的に設置すること。また体制の強化やスペースの確保などを行うこと。
17. 各小学校区に設置されている地域福祉活動の拠点が未整備の地域に対しては早急に計画も立てて整備するよう求める。

#### （国民健康保険関連）

18. 国と府が推進する国保の広域化、一本化では財源補償、高額な保険料問題について避けた議論が行われている。国民負担では医療費の増大・高齢化問題の解決にはならない。現在の広域化については反対をすること。
19. 国庫支出金の削減に反対するとともに、国保特別会計への一般会計からの繰り入れを増やし、赤字解消計画と合わせて保険料の値下げを行うこと。
20. 18歳以下までは正規保険証を無条件で発行すること。重大な要綱の変更はすくなくとも国保運協や議会にはかること。
21. 傷病手当制度や出産手当金制度の創設、埋葬料なども他の保険並みに引き上げることを国に求めること。
22. 保険料及び医療費一部負担金の減免は、当面、生活保護基準1.3倍まで拡大すること。
23. 高額療養費の受領委任払い制度をきちんとお知らせし、保険料滞納を理由にした制度利用拒否は行わないこと。

#### （高齢者福祉関連）

24. 後期高齢者医療保険制度は、存続が長引くほど保険料値上げや軽減措置の縮小など、当事者にかかる負担は重くなるのが明らかです。即時廃止することを国に求めること。
25. 公衆浴場の支援策として、助成制度を見直すとともに、空白地域への対策を検討すること。バリアフリー化の推進やデイサービス入浴としての活用、また高齢者以外の市民も利用できるような具体的取り組み(母の日、父の日、家族の日などの設定)を検討すること。ふれあい入浴の回数増を検討すること。安威川以南地域では、公衆浴場がないことを考慮し、2箇所のスーパージョウの割引券を発行すること。
26. 高齢者家賃助成制度の所得制限をなくし、家賃限度額と助成額の増額。住宅改造費助成制度の限度額、支給額の引き上げをおこなうこと。また、鳥飼野々公園の借り上げ住宅の設置の検討を求める。
27. ひとり暮らし高齢者に対する実態に見合った支援。愛の一声訪問事業などと合わせ、「高齢者見守り支援システム」（北海道白老町）のようなものも調査・研究をし、きめ細やかな施策の充実を。
28. 紙おむつ支給対象を長期入院、介護施設入所でも使えるようにすること。
29. 街角デイハウスなどの活動に対する大阪府の補助金削減については見直しを求め、継続拡充を働

きかけること。

(介護保険関連)

30. 2012年度以後の介護保険制度のあり方について、社会保障審議会で議論が進められているが、国に対しては次の内容を求めること
  - ①「給付の抑制もしくは保険料の増額」といったものでなく、必要な介護が安心して受けられる仕組みへ抜本的な制度の改善を行うこと。
  - ②5%の調整交付金は、25%の外枠とし、当面、国庫負担割合を30%へ、また計画的に50%まで引き上げること
  - ③事業所に対する介護報酬を大幅に引き上げ、国の責任で「介護従事者処遇改善臨時特例基金」を延長するなど、利用者負担の軽減と介護労働者への待遇を改善すること。
  - ④利用者の実態を反映できる、家族の声をとり入れた介護認定システムにすること。
  - ⑤正規職員の配置を中心とした雇用形態ができるように、身分保障と労働条件を改善すること。また施設・事業所の職員配置基準の改善を早急に行うこと。
31. 介護現場は従事者にとって低賃金、長時間の重労働となっており、従事者が定着しない状態ともなっている。従事者の待遇改善の支援を市でも行うこと。介護現場の実態調査を行うこと。
32. 給付抑制を招くような適用の制限など、高齢者の実情を軽視した機械的な調査や判定はしないこと。
33. 介護保険給付準備基金9400万円の活用、一般会計繰り入れなどで保険料負担の軽減のために独自減免の拡充をすること。保険料の負担軽減のために所得など減免の基準を設けた市独自の軽減制度をつくること。
34. 食事代・居住費の利用者負担増を緩和するため、市独自の補助制度をつくること。特に通所系サービスについては食事代を補助すること。
35. 特別養護老人ホーム待機者の解消、療養型病床群の確保やすべての高齢者を対象とする市独自の福祉施策をいっそう充実すること。特別養護老人ホーム、宅老所、収入に応じた利用料となる生活支援センターなどを整備すること。
36. 市社会福祉協議会の常勤ヘルパーを増やし、質の高い介護サービスを保障する公的責任を果たすこと。
37. 苦情処理や相談などに対応する第三者機関の苦情調整委員会を設置すること。
38. ひき続き、要介護者が障害者控除認定書によって障害者控除の対象となることを周知徹底し、発行手続きを容易にすること。

(障害者福祉関連)

39. 障害者自立支援法の廃止と新法制定の流れのもとで、障害者差別禁止法・障害者虐待防止法など関係法の制定と国連障害者の権利条約の早期批准についても国に働きかけること。
40. 障害者自立支援法のもとで生じている当事者への負担について、「応益負担」の撤廃や「障害程度区分」認定の根本的な見直し、事業所の実態調査と報酬単価の改善など引き続き負担軽減策を国の責任で行うよう、府や他市とも連携して行うこと。
41. 障害当事者や支援団体などの活動や交流の拠点となる「障害者センター」事業の計画的な推進、整備を(旧男女共同参画センター1階だけでは不十分)。
42. 府営住宅と同じく、市営住宅を障害者のケアホーム・グループホームとして使用できるように枠を設けること。日中活動の場やくらしの場、相談支援など障害のある人の地域生活を豊かにする上で、必要な支援を拡充させること。
43. 働く場の確保、就労支援について不況下での厳しい状況ではあるものの、障害者雇用率1.8%

を上回るよう市内企業に対して働きかけを行うこと。ダイキンサンライズの出資者として、被雇者の待遇、労働条件の改善を働きかけること。また市内企業での雇用率拡大を推進すること。

(子育て関連)

44. 国の保育制度改悪案「新たな保育の仕組み」は、利用者と保育所とが直接入所契約を結ぶ方式に転換させるもので、市町村の保育責任を形骸化させ、親と園の責任だけにゆだね、「子育ても金次第」ということに変質することになります。公的保育の役割を堅持し、必要な措置を国に働きかけること。
45. 保育所の民営化は行わないこと。0歳児保育の拡大。また臨時職員の保育士の待遇改善を行うこと。0歳から3歳児入所の枠を広げ民間保育所への補助金を増額すること。
46. どの地域でも安心して子育てできるように、保育所施設の充実と小児医療体制の強化を。ぜんそくアレルギー疾患の現状を把握し支援策を。
47. 子どもの医療費助成制度を通院でも中学校卒業まで対象年齢を引き上げること。
48. 子育て支援センターや保育所、地域子育て支援の広場事業など、住んでいる地域間での差も大きく、身近にないと利用しにくい現状をふまえ未整備地域での充実を。
49. 乳幼児検診や子育て相談、疾病の早期発見のためにも保健師を増やし、体制を充実すること。伝染病など流行病に対する予防と検疫に万全を期し、無料で行うこと。

(その他生活関連)

50. 失業者が増大しているなか、求職困難を理由とする生活保護申請に対し、窮状と実態をふまえ、法の精神にもとづいて保護行政をおこなうこと。また、ひき続きケースワーカーの資質向上に努め、増員をはかること。
51. 府の生活資金貸付制度については保証人制度の廃止や限度額の引き上げを行い市民が利用できる制度になるように働きかけることと合わせ、市独自の「生活資金貸し付け制度」を復活実施すること。
52. ホームレス特別措置法に基づきホームレスの命を守る対策を。生活保護の適用、厳冬期を迎えて緊急時の空きベッドの確保、公営・民間賃貸の空き部屋の活用、日用品支給の補助をおこなうなどの対策をとること。
53. 府が廃止した生活保護世帯への夏・冬季見舞金の復活を働きかけること。老齢加算の復活を国に働きかけること。
54. 地上デジタル放送への切り替えについては、正確な情報を発信するとともに、必要な備品（デジタルチューナーやアンテナなど）について、国へ低所得者の軽減策などきちんと対応することを働きかけること。
55. 固定資産税の大増税となる固定資産の評価を地価公示価格の70%で課税する地方税法の改悪を撤回し、生活費非課税、応能負担などの税制の基本原則をふまえた抜本的な改革を行うよう国に働きかけること。
56. 住民税の減免については、経済的な状況変化や公私の扶助にも対応できるように要綱を作成し、実施すること。

### **(3) 地元商工業・農業の振興と地域経済の発展を**

57. 消費税増税に反対すること。
58. 大規模小売店出店の規制を行うこと。大規模な事業所の閉鎖・移転・縮小は、地域経済と自治体に大きな影響をおよぼします。事前の協議を行うよう制度化すること。

59. この間、取り組んできた市内事業所実態調査に基づいて、市独自の活性化対策を具体化すること。工場家賃や機械リースへの助成金についても検討すること。
60. 市独自の融資制度は預託金の増額など更なる改善を図ること。市中銀行による貸し渋り、貸しはがしの実態の把握に努め、本市としてその手だてを講ずること。
61. 商業の活性化に関する条例が創設されたが、恒常的に摂津市の商業政策を協議する機関（専門家、商業者、住民、行政等で構成する協議会）を設置し、具体化を図ること。
62. 市内事業者の仕事を増やし経済効果も高い「住宅リフォーム助成制度」（全国で175自治体が実施）の実施に向け検討すること。
63. 小規模修繕工事等希望者登録制度については、来年度は実施5年目となるが、全庁的に点検、検証し改善を図ること。
64. 農業の再生に向け、①農産物の価格保障と所得補償を組み合わせ、再生産が可能な農業収入を保障する。②関税などの国境措置を維持・強化し、農産物輸入の歯止めない自由化をストップせよと国に働きかけていくこと。
65. 市内農地を防災上、都市計画上、生活環境上からもいっそう積極的に保存、活用、拡大するための施策を検討すること。
66. 市民農園の拡大、学習田など市が市内農地を積極的に活用する施策をすすめること。市民だれもが利用できるようなシステムを構築するとともに、農地所有者にたいする更なる支援措置を積極的にすすめること。

#### **（４）環境を守り快適で住みよい街づくりを**

67. 環境重視の街づくりを具体的に推進するためにも、吹田市のように環境アセスメント条例を制定すること。
68. 南千里丘開発に伴う諸問題（児童生徒の増加対策、夜間が暗い、駅前ロータリーのベンチ設置など）の改善に取り組むこと。
69. 吹田操車場跡地は、全国で失敗している「呼び込み方式の開発」は止め、住民合意を基本に、遺跡・森林・防災の公園として活用すること。国立循環器病センターの移転問題については、吹田市の独断先行を許さず、規定の推進体制で互いに協議することを求めつつ、本市としての考え方をまとめ対応すること。
70. 正雀クリーンセンターについては、問題の出発点にたつて、関係する「覚書」「協定書」の立場で、関係機関との協議を進め、本市の負担軽減に努力すること。
71. 環境センター焼却炉の更新は、その延命化を図りつつ、財政措置など検討、準備をすすめること。
72. ダイオキシン対策は市民の命と健康にかかわる問題です。本市は府下でも焼却施設が多い地域であり、この間様々な取り組みを実施してきているが、よりいっそうの効果的な対策を講ずること。
73. とくに、大阪クリーンテック（株）の産業廃棄物焼却施設の1時間あたりの処理能力は4.1トンで府下最大の施設となっており、ダイオキシン濃度の現状を把握し、対策を求めていくこと。そして定期的な情報公開に努めること。
74. 三箇牧水路敷に土中保管されているダイオキシン汚染物質の処分は、昨年度から処分工事を原因者が行っているが、進行管理と情報公開を行うこと。
75. パーフルオロオクタン酸（PFOA）に係わる水質調査結果を市としても分析し対応すること。
76. ゴミ収集業務については一般廃棄物処理基本計画に沿って更なるゴミ減量をすすられるように直営での収集業務を堅持すること。

77. リサイクルプラザに不燃ごみ処理施設の建設をすすめること。
78. 事業所のゴミ減量と商品の過剰包装をあらためるよう指導を強化すること。
79. 特定家電リサイクル法に基づく回収費用を中小業者や消費者の負担を減らすように改善すること。
80. 「府の住宅・建築物耐震10カ年戦略プラン」にもとづき、公共施設（学校施設の耐震化は具体的に推進）と民間住宅の耐震化促進を具体化すること。そのために、民間住宅については、理解と協力を得るよう本市として努力すること。
81. 中規模のマンション、集合住宅の解体工事については地元住民への説明会を徹底させ、開発基準にも位置付けること。
82. 安威川ダム建設はキッパリ中止し、ダムに頼らない治水対策を検討するよう関係機関に働きかけること。
83. 開発協議基準の指導を強化するため、ミニ開発についても公共空地などの確保を。民法上の隣接空間の確認書をもらうことを徹底させること。開発によって雨水が特定のところにいっきに貯まるようなときには遊水池設置を義務づけること。中心後退や市道などの不法占拠の実態を調査し、厳正に対処すること。
84. マンション、集合住宅の相談窓口の設置、プレイロットの固定資産税の減免や修繕費用にたいする融資制度などマンション対策を行うこと。
85. マンションの開発にあたっては、駐車場の100%確保と管理人を必ずおくように誘導策を講ずる事。
86. ひきつづき全市的な緑化を促進するとともに、淀川河川敷の早期整備を働きかけること。
87. 西洋タニシなど生態系を壊す生物の調査、駆除を。
88. 市立第6集会所（一津屋2丁目）の保存と活用を。
89. 市立第27集会所（東別府2丁目）の移設・建て替えを。
90. 市営野々住宅移転後の跡地は、集会所や公園など地域コミュニティの拠点として十分な用地を残すこと。

## **（5）安全で安心して暮らせる都市基盤の整備を**

91. 市内全域でバリアフリーのまちづくりをすすめること（全市的に府・市道の歩道の拡幅、段差の解消を促進するとともに、歩道上の障害物を撤去すること【自動販売機、違法駐車、違法出店、廃車放置、電柱移設】）。
92. 鳥飼地域へもう一カ所消防署の増設や、耐震性貯水槽の増設、消火栓の整備など消防力の強化をはかること。
93. 南摂津駅に交番の設置を。
94. 防犯灯について、新增設やワット数を大きくするなど地域の実状に応じた対応を。
95. 耐震性も考慮した内容で、水道管本管から各家庭のメーターボックスまでの13ミリ管を20ミリ管に計画的に取り替えること。
96. 公共施設巡回バスについては、鳥飼南部地域をはじめ全市的な市民の足確保の視点で拡充すること。鳥飼野々2丁目公団住宅付近に停留所の設置を。
97. 循環バスの路線変更に伴い廃止された地域は不便になっており対策を求める。また駅に接続するように見直すこと。そして循環バスに敬老バスなど料金の免除、減額の制度の検討を行ない早期に実施すること。

98. バス停に、安全面も考慮するなかで可能な限りベンチを設置すること。
99. 市内危険個所の総点検を行い改善の基準をつくり、交通事故一掃の取り組みをおこなうこと。
100. 今後ともJR千里丘駅、阪急正雀駅前の自転車置場の増設をはかること。またラック式置き場の増設も検討すること。JR千里丘駅西口側のエレベーター設置を早期にすすめること。
101. 南別府府営住宅の結露をなくすための対策を講じるとともに、廊下側窓を両開きにすることを府に働きかけること。住宅家賃の減免制度の存続を府に働きかけること。
102. 市道新在家鳥飼中線、鳥飼下地域の歩道の段差解消、防犯灯の設置など安全対策を講じること。
103. 市道南別府鳥飼上線の通行車両対策（時間規制、速度規制などの徹底）を摂津警察署に強く働きかけ、連携して歩行者の安全対策をはかること。
104. 府道十三高槻線は府道正雀一津屋線以西の工事については、ひきつづき住民合意、安全、環境保全を第一にすすめること。
105. 府道茨木寝屋川線の歩道改修（車道側へ傾斜がきつく危険）を大阪府に強く働きかけること。
106. 鳥飼八防交差点改良や歩者分離信号の設置など抜本的な安全対策を講じること。
107. 鳥飼野々1丁目26番1号地先交差点に信号を
108. 市道新在家鳥飼上線において、新在家1丁目付近の新幹線沿いに歩道の整備を。また、鳥飼上3丁目（鳥飼東小学校前交差点と鳥飼上4丁目交差点の間）に信号設置を。
109. 鳥飼西22号線における通過車両の速度規制など摂津警察署と連携し安全対策を強化すること。
110. 府道大阪高槻線の危険箇所の総点検を行い、歩道の拡幅、段差の解消をひきつづき府に働きかけること。緊急要望としては、①鳥飼八防1丁目バス停留所付近の拡幅と鳥飼野々から鳥飼中区間及び鳥飼八坊2丁目の歩道の拡幅と段差の解消を行うこと。②鳥飼野々1～鳥飼下1及び鳥飼八防2丁目の歩道拡幅、段差の解消。③南別府新幹線下の歩道の整備をおこなうこと。
111. 鳥飼野々3丁目緑道帯の歩道の凹凸を解消すること。
112. 鳥飼下1丁目11～12付近の道路面の改修を。
113. 鶴野1丁目、安威川右岸線の安全対策を。
114. 鶴野36号線の道路面の改修を。
115. 千里丘44号線、78号線における安全対策は、地元住民の意見をもとに約束した内容を厳守すること。
  - ①通学路もあることから、速度・通り抜け規制の強化を。
  - ②山田川側の安全策またはガードレール設置を検討すること
  - ③山田川公園への横断歩道の設置を。
116. 桜町1丁目の大建コーポB棟前の丁字路交差点部にカーブミラーの設置を。
117. 香露園ランド遊歩道沿いの道路の全面的舗装を計画的に進めること。
118. サンドライビングスクール前交差点に信号機の早期設置を。
119. 府道千里丘寝屋川線の昭和園地域トーカン工業グラウンド側に歩道の確保を。
120. 竹の鼻ガード、坪井ガードの歩行者安全対策・雨漏り防止・浸水対策を。
121. 境川堤防（千里丘東4丁目、グラウンドハイツ横）通行止めしている区域は、みどりの遊歩道として早急に整備をすすめること。
122. 安威川歩道橋出入口のバリカーの一部撤去を（障害者団体の要望に応えよ）。



123. 市道別府新在家線の安全対策と歩道拡幅を（東別府5丁目地先）。
124. 府道正雀一津屋線、ライフ周辺の歩道の安全対策を。また第4中前から別府交差点までの歩道確保と鉄板蓋の取替を。
125. 鳥飼北小学校周辺道路の速度、重量、違法駐車等の交通規制強化を摂津警察へ強く働きかけるとともに、歩道の拡幅や横断歩道の整備等児童の安全対策をはかること。
126. 別府公園内のバリカー改善を。
127. 東別府地域の下水道未整備地域の整備を。
128. 東別府NTTあと開発に伴い交差点など歩行者・通行者の安全対策を。
129. 一津屋2丁目16-25地先、通学路にカーブミラーを。
130. 公共施設の表示案内板を利用者にわかりやすいように整備していくこと。とりわけ新しくできた南千里丘の周辺など。
131. 南千里丘のモデルルーム跡地は、市民の合意が得られるような活用方法の検討をすすめること。

## **（6）子どもと教育を守る施策を**

132. 「子どもの権利条約」の理念に基づき児童・生徒の人権を尊重すること。いっさいの暴力・体罰・パワーハラスメント・セクシャルハラスメントのない教育環境づくりを行うこと。
133. 「いじめ」「不登校」対策では、学校と保護者との信頼関係を築くことを重視すること。常勤の心理スクールカウンセラーを配置し相談室を設け、丁寧な対応に努力すること。
134. 「日の丸・君が代」の学校現場への押しつけ、強制はしないこと。子どもたち・保護者・教職員の内心の自由を保障すること。
135. 教科書選定にあたっては、公正な選定を行うこと。教科書有償化に反対すること。
136. 「心のノート」の使用の強制はしないこと。
137. 今日、部落問題は基本的に解消しており、「人権教育」の名による「同和教育」「解放教育」を行わないこと。
138. 「全国学力・学習状況調査」には参加しないこと。
139. 「学習指導ツール開発・実践事業」によって作成される「学力テスト」をはじめ「ワークブック」「単元テスト」は参考教材・資料であり、学校への押しつけはしないこと。
140. 改訂学習指導要領については、すべての子どもに基礎学力を身につけさせるものとなるよう抜本の見直しを行い、その撤回を国に求めること。
141. 就学援助金制度の認定基準、支給内容を後退させないこと。また、就学援助対象費目において要保護世帯に追加された「クラブ活動費」「生徒会費」「PTA会費」を準要保護世帯にも拡大すること。義務教育費の父母負担軽減のため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育予算を国・府に求めること。
142. 少人数学級の拡大を国や府に要望するとともに、本市独自での実施に踏み出すこと。小学校1年生等補助教員の配置を今後とも継続すること。
143. すべての学校の教職員を増やすことを国・府に求めること。教職員の病欠時などにすみやかに人的補充がとれるようにすること。学級定数の弾力的な運用をはかること。
144. 教職員の労働条件を改善し、ゆとりをもって生き生きと教育活動ができるように教職員の増員や現行の配置基準の抜本の見直しを国や府に働きかけること。

145. 教職員の「評価育成システム」の中止と、メンタルヘルスの対策の強化を。
146. 宿泊を伴う学校行事すべてに付き添い看護師を配置すること。
147. 学校給食について
  - ①民間委託ではなく、直営で正規の給食調理員を配置すること。
  - ②安全な学校給食めざして、施設の改修、食材の検査体制を強化すること。
  - ③幼稚園、中学校でも給食を実施し、食育を重視すること。小学校新1年生での給食実施の開始を早めること。
  - ④アレルギーの児童に対応して、除去食を調理するための設備の拡充を図ること。
148. 学校図書室に専任の職員、司書の配置を行うこと。図書購入費を増やすこと。
149. 幼稚園の希望者全員入園と保育時間の延長、3年保育を行うことなど保護者の要望に応えること。
150. 各学校・幼稚園に共通する施設改善・管理運営について
  - ①早期に耐震診断、耐震補強工事、施設改修を行うこと。
  - ②トイレの改修を行い、洋式トイレの設置や専門業者による定期的な清掃を行うこと。
  - ③ひきつづき特別教室や普通教室へのエアコンの設置を。
  - ④各学校の警備員の配置、交通専従員の増員、警備システム・校内緊急連絡体制の整備を行うこと。
151. 障害のある児童の教育について
  - ①障害の種別、程度に見合った必要な施設や教材の充実をおこなうこと。
  - ②「特別支援教育」への教職員の増員をはかること。
  - ③指導員、障害児等支援員の体制の充実をはかること。
152. 学童保育の充実を
  - ①増え続ける学童保育に対応するため、希望者全員入室と保育室の確保、すしづめ状態を解消すること。
  - ②正規の指導者の配置を行い、身分を保障すること。
  - ③要支援児の受け入れを続け、人員配置など個々の実情に合わせた対応をすること。
  - ④土曜日開所の拡大。保育時間の延長。長期休暇における朝の保育時間を繰り上げること。
  - ⑤4年生から6年生の児童にも対象年齢を広げる検討をおこない実施すること。
153. 放課後の全児童対策について
  - ①「わくわく広場」の充実むけ、指導員の確保や学童保育との連携をはかること。
  - ②中学校区ごとの児童センター設置を検討するとともに、児童センター的な機能を全市的に拡大する工夫を行うこと。
  - ③放課後の児童生徒が安全にボール遊びができる空間を確保すること。
154. 旧三宅・味舌小学校の跡地・校舎の活用については、売却をしないことを前提に情報を公開し、各種団体やPTA・地元住民と一緒に考えるまちづくりに発展させること。
155. 吹田支援学校鳥飼校のグラウンドや施設の休日地域開放の拡充について府に働きかけること。
156. 味生体育館、鳥飼体育館のトレーニング器具の充実を。
157. 別府公民館の建て替え、千里丘公民館の施設改修を行うこと。
158. 安威川以南地域へ第2児童センターの設置をおこなうこと。
159. 鳥飼の教育研究所跡は地元地域の要望をしっかりと聞いて活用をはかること。
160. 市民プールの再建を。市営住宅用地余剰地に幼児用プールや親水施設の建設を。